8月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますのでお気軽にご利用ください。
なお、いずれも正午～午後1時と祝日は休みます。

名称	と	き	ところ	問い合わせ
市民相談	毎週㈪～㈮	午前8時30分～午後5時	市役所相談室（北庁舎1階）	市民課相談係 ☎〈71〉2222
弁護士による法律相談	第1～4㈮	午後1時～5時		
	要予約…7月21日㈫午前9時から（先着各8人）			
司法書士による法律相談	3日㈪・17日㈪	午後1時～4時		
	要予約…7月21日㈫午前9時から（先着各6人）			
交通事故相談	5日㈬・19日㈬	午後1時～4時30分		
	要予約…7月21日㈫午前9時から（先着各7人）			
行政相談	4日㈫・18日㈫	午前9時～午後3時		
人権相談	11日㈫・25日㈫	午前9時～午後3時		
消費生活相談	毎週㈫・㈭	午前9時～午後3時30分		
相続登記測量相談	25日㈫	午後1時～3時		
女性悩みごと相談	12日㈬・26日㈬	午前10時～午後4時		
年金相談	6日㈬	午前10時～午後3時		
外国人相談	毎週㈪	午前9時～正午		
労働相談	20日㈬	午後1時～4時		商工課 ☎〈71〉2235
税務相談	5日㈬	午後1時30分～4時	市民会館3階第5会議室	市民税課 ☎〈71〉2213
	※予約優先。9月7日㈪も予約可			
職業相談・紹介	毎週㈪～㈮	午前9時～午後5時	市役所西会館	商工課 ☎〈71〉2235
母子相談	毎週㈪～㈮	午前8時30分～午後5時15分	市役所社会福祉課	社会福祉課 ☎〈71〉2224
児童相談	毎週㈪～㈮	午前8時30分～午後5時15分		
内職相談	毎週㈮	午前10時～午後3時	市役所西会館	
母子家庭就業相談	12日㈬	午後2時～4時		
子育て相談	毎週㈪～㈮	午前9時～午後5時	子育て支援センター（錦・二本木・あけぼの・根崎・さくら保育園内）	子育て支援センター ☎〈73〉6336
ボランティア相談	毎週㈫・㈭・㈯	午前10時～午後3時	社会福祉会館	社会福祉協議会総務課 ☎〈77〉2941
心配ごと相談	毎週㈫	午前9時～午後3時	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課（総合福祉センター内） ☎〈77〉7889
	1日㈯・15日㈯▶総合・桜井・北部福祉センター 8日㈯・22日㈯▶安祥公民館、中部・西部・作野福祉センター 5日㈬・19日㈬▶南部公民館　※時間はいずれも午後1時～4時。電話相談も可。			
子どもの生活相談	14日㈮・28日㈮	午後1時30分・3時	総合福祉センター	
	要予約…前日までに			
福祉法律相談	19日㈫	午後1時～4時		
	要予約…前日までに			
障害者相談	13日㈬	午前9時～正午		
	電話相談も可。			
教育相談／心の電話	毎週㈪～㈮	午前9時～午後5時	教育センター	教育センター ☎〈76〉9674
臨床心理士による ふれあい相談／就学相談	毎週㈪～㈮	午前10時～午後5時		
	要予約…随時			

8月の診療時間外当番医

※急病のとき、診療時間外の医師へのかかり方は、以下のとおりです。

①まず、かかりつけ医にお問い合わせください。
②かかりつけ医が不在のとき
平日夜間（午後6時～9時）の場合▶右表の当番医へ
㈯夜間、㈰、㈷の場合▶安城市休日急病診療所（市保健センターに併設／横山町／☎〈76〉2022）へ
診療科目➡内科・小児科
受付時間➡午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分、午後5時30分～9時
診療時間➡午前9時～正午、午後1時～5時、午後5時30分～9時30分
※健康保険証は必ずご持参ください。

③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター（刈谷市／☎0566〈36〉1133）へ
内容➡症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、24時間365日体制で紹介します。
※小児の場合は小児救急電話相談もご利用ください。小児科医・看護師が対応します。
受付時間➡㈯、㈰、㈷、年末年始の午後7時～11時
電話番号➡＃8000（短縮番号）、☎052〈263〉9909（携帯電話など短縮が使えない場合）
④①～③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第2次救急医療施設▶八千代病院（住吉町／☎〈97〉8111）、FAX受付➡FAX〈98〉6191／平日午前8時30分～午後5時
第3次救急医療施設▶安城更生病院（安城町／☎〈75〉2111）、FAX受付➡FAX〈76〉4335／24時間可、返信希望の場合はその旨を明記のこと

平日夜間（午後6時～9時）の当番医

医療機関名					
3	月	神谷医院（今本町）☎〈97〉8655	18	火	ゆばクリニック（篠目町）☎〈71〉3456
4	火	錦町クリニック（錦町）☎〈72〉7211	19	水	沓名医院（和泉町）☎〈92〉0010
5	水	たかぎクリニック（住吉町）☎〈98〉9050	20	木	わたべクリニック（東栄町）☎〈98〉0025
6	木	つぼいセントラルクリニック（三河安城東町）☎〈76〉1720	21	金	清水クリニック（桜井町）☎〈73〉3373
7	金	上田整形外科・内科（住吉町）☎〈96〉5566	24	月	藤井ハートクリニック（安城町）☎〈71〉5151
10	月	近藤医院（高棚町）☎〈92〉6850	25	火	根木内科循環器科クリニック（大山町）☎〈71〉2556
11	火	横山医院（桜井町）☎〈99〉0069	26	水	清水医院（高棚町）☎〈92〉0772
12	水	いながき医院（桜井町）☎〈99〉0210	27	木	いしかわハーブクリニック（横山町）☎〈72〉8525
13	木	宮元クリニック（今池町）☎〈97〉1193	28	金	市川クリニック（横山町）☎〈74〉8031
14	金	のもと内科・小児科（篠目町）☎〈79〉3888	31	月	野々川内科（南町）☎〈75〉2578
17	月	鳥居内科（昭和町）☎〈76〉4072			

⑤休日救急歯科診療
安城市休日急病診療所（市保健センターに併設／横山町／☎〈76〉2022）へ
受付時間➡㈰、㈷の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
診療時間➡午前9時～正午、午後1時～5時
※夜間診療は実施しません。診療所の診療は緊急的な応急処置のみとなります。健康保険証は必ずご持参ください。

やればできる！ごみ減量20%

市民一人当たりごみ排出量の推移（単位：g）

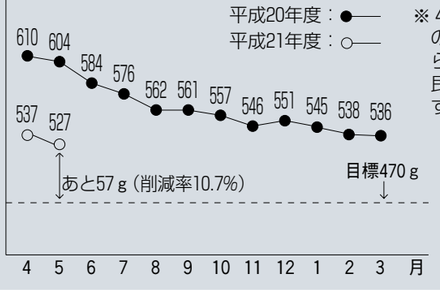

※4月から各月までの総ごみ排出量から割り出した、市民一人が一日に出すごみ量の平均値。

¥ 今月の納税など

納付期限：7月31日㈮
口座振替日：7月31日㈮

▶固定資産税・都市計画税　第2期
▶国民健康保険税　第1期
▶後期高齢者医療保険料　第1期
▶介護保険料　第1期
▶保育園保育料
▶幼稚園授業料
▶市営住宅使用料
▶児童クラブ育成料
▶水道料金・下水道使用料（ＪＲ東海道本線以南）

市税の納税は便利な口座振替で！

¥ 夜間納税（相談）窓口の変更

毎月20日から月末まで実施しておりました夜間納税（相談）窓口は、7月から随時実施とします。
希望する人は、あらかじめ来庁予定日を納税課（☎：71-2217）へお知らせください。

Alteraąão no atendimento do plantão de consultas sobre o pagamento dos impostos

O plantão de consultas estará funcionando, a partir do mês de julho, a qualquer momento.
Favor comunicar com antecedência no Depto. de Pagamento de Impostos (*Nozei-ka* ; tel:71-2217), caso desejar consultar no horário de plantão.
※Atendimento somente em japonês.

Alternation to the tax payment consultation opening hours

Tax Payment Consultation is available daily in the evening hours starting from July. Please make an appointment at the Tax Payment Department (*Nozei Ka*; tel. 71-2217) prior to coming to the desk.
※Inquiries will be in Japanese.

¥ 土曜納税窓口

期　間▶7月25日㈯
午前8時30分～午後5時
ところ▶市民税課
※市税の納税のみ（納付書持参のこと）。

Guichê para o pagamento de impostos
Data: 25 de julho (sábado)
Horário: 8:30 ~ 17:00
Local: Prefeitura de Anjo - Depto. de Impostos Municipais (*Shiminzei-ka*)
※Somente consultas e pagamentos de Imposto Municipal (Traga o boleto de pagamento)

Tax Payment Consultation will be open on
Saturday, July 25, from 8:30 a.m. to 5:00 p.m.
Location: Anjo City Hall Residential Tax Department (*Shiminzei-ka*)
※City Tax can be paid at this desk. Please bring your notification.